

平成 24 年 5 月 18 日  
復 興 庁

## 第 1 回被災地域における在宅就業等支援対策に関するワーキンググループ の開催について

### 1 趣旨

被災地域での母子家庭の母、障害者等を主な支援対象として、被災地における雇用機会の創出に向けて、在宅就業等を支援する方策について検討するため、復興大臣の研究会として、有識者をメンバーとするワーキンググループを開催します。

### 2 検討事項

在宅就業を巡る現状と課題を把握した上で、在宅就業等を支援する方策について、有識者からご意見をいただき検討する。

### 3 構成員

別紙 1 のとおり

### 4 日時、場所等

(1) 日時：5月29日(火) 10:30~12:00

(2) 場所：復興庁 6 階会議室

(東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル)

(3) 取材：撮影は冒頭のみ可。

当日は事務局職員の指示に従ってください。

(4) 傍聴を希望される方は、別紙 2 の申込要領によりお申し込み下さい。

### 5 議題

(1) 「被災地域における在宅就業等支援対策に関する連絡協議会及びワーキンググループ」の開催について

(2) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について (報告)

(3) 被災地の雇用創出基金事業について (報告)

(4) 各委員からの意見

(5) その他

#### 【問い合わせ先】

復興庁 在宅就業等支援検討グループ

電話：03-5545-7234

FAX：03-5545-0529

e-mail：renrakukyogikai@cas.go.jp

## 被災地域における在宅就業等支援対策に関するワーキンググループ

## 構成員

※ 五十音順 敬称略 ○は座長

いがらし ちかこ  
五十嵐 智嘉子

社団法人北海道総合研究調査会 専務理事

おかの まこと  
岡野 真

株式会社日立製作所

インフラシステム総合営業本部

営業企画本部担当部長

こいで おさむ  
○小出 治

東京大学工学部都市工学科教授

たかはし しょうぞう  
高橋 正三

日本電気株式会社 公共ソリューション事業部

第5ソリューション部部長

たに とおる  
谷 徹

株式会社中野技術 顧問

とうかいりんしゅうじ  
東海林修司

NTTデータ東北 企画部長

なかつがわじゅん  
中津川 淳

東京ガス・エンジニアリング株式会社

マッピング技術部長

はまだ しんすけ  
濱田 真輔

富士通株式会社

東日本復興・新生支援本部

復興統括リーダー シニアディレクター

ふない ひろふみ  
船井 洋文

NPO法人あごら 副理事長

もり しゅういち  
森 修一

日本アイ・ビー・エム株式会社

公共事業 第二事業部 事業部長

もりしま ただお  
森島 忠雄

東京都ビジネスサービス株式会社 取締役

## 申込要領

傍聴を希望される方は、会場設営の関係上、以下にしたがって事前に申し込んでください。

### 1 申込方法

電子メール又はFAXにより、事務局あてへ申し込んでください。

(できるだけ電子メールをご利用ください。

また、電話での申し込みはご遠慮ください。)

E-mail: renrakukyogikai@cas.go.jp

(FAX番号:03-5545-0529)

### 2 記載事項

#### (1) 件名

【傍聴希望】在宅就業ワーキンググループ

#### (2) 傍聴希望者の

- ・ 一般傍聴、報道関係傍聴の別
- ・ 「お名前(ふりがな)」
- ・ 「連絡先住所、E-mail アドレス、電話番号及びFAX番号」
- ・ (差し支えなければ)「勤務先」又は「所属団体」

#### (3) 報道関係者の場合は、

- ・ 所属機関
- ・ 撮影希望の有無(冒頭撮影のみになります)

### 3 申込締切

平成 24 年5月 24 日(木)17:00 必着

#### 4 傍聴可能の連絡

席に限りがあるため、原則として各団体1名のみとします。応募者多数の場合には、抽選により傍聴者を決定します。傍聴可能な場合は、会議前日までに連絡いたします。（傍聴できない方には、特段通知等はしません。）

#### 5 留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場いただくことがあります。

- (1) 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- (2) 携帯電話、PHS等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- (3) 写真撮影やビデオカメラ等の使用はご遠慮下さい。
- (4) 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- (5) 会場における言論に対して賛否を表明し、または拍手をすることはできません。
- (6) 会議の開会前後を問わず、会場内において、会議関係者及び事務局等に対する陳情、要請等はお断りいたします。
- (7) 傍聴中、飲食、喫煙又は新聞若しくは書籍等の閲読はご遠慮下さい。
- (8) 傍聴中の入退室は、やむを得ない場合を除き、ご遠慮下さい。

原則として開始後の入室は認めません。

- (9) 刃物その他危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- (10) 報道関係者については、1社につき原則1名とさせていただきます。なお、入室の際は、社名入り腕章を携帯してください。

その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。